

報道関係者 各位

令和4年3月28日（月）

【照会先】

神奈川労働局総務部総務課

総務課長 滝沢 勉

総務企画官 齊藤 裕紀

（代表電話）045(211)7350

内線 6005、6066

神奈川労働局労働基準部職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年3月26日（土）、神奈川労働局労働基準部（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階。以下「労働局」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、3月25日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを着用して勤務していましたが、同日帰宅後の夜に発熱し、26日（土）に抗原検査を受け、同日に感染が確認されたものです。

労働局では、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

当該職員の行動履歴を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のためかかりつけ医又は最寄りの受診相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。